

豊川市監査公表第29号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年6月27日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（市民部一宮支所）

監査実施期間 平成28年11月 7日から
平成29年 2月 8日まで

豊川市監査公表第13号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 行政財産目的外使用許可の使用料において、土地及び建物の使用許可に対する月額計算の端数処理に誤りがあったため、適正な使用料の徴収事務を実施されたい。</p> <p>2 公金取扱事務について、レジスターの使用における取扱職員が、特定できなかつたため、特定できる適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 土地及び建物に関わる使用許可を出しているものについて点検したところ、豊川市水道事業、一宮大木土地区画整理組合、豊川信用金庫の3件について、1,862円～20円の差が生じていました。これらにつきましては、3月17日に金額を訂正した変更通知書を送付して訂正し、収納しました。今後、使用料の徴収事務につきましては、豊川市行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領どおり適正に実施します。</p> <p>2 レジスターの使用については、取扱職員が特定できるよう、レジスターの機能を活用し、5月8日に担当者スイッチに取扱者名を入れて、特定できるように改善しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年6月19日現在のものである。